川西町スーパーおくやま結崎店シェアキッチンを利用するメンバー募集要領

（スーパーおくやまつどいの場プロジェクト）

1. はじめに

 　川西町では、結崎駅周辺のにぎわい創出を目的とした町民がつどえる拠点づくりとして、スーパーおくやま結崎店内でシェアキッチンの利用を開始します。(令和５年11月プレオープン予定)。

結崎駅周辺の魅力向上、にぎわいの拠点の一つとしていくために、シェアキッチンを利用するメンバー（以下「シェアメンバー」という。）を募集します。

2. 募集内容

(1) 事業の内容

「飲食店営業」

おくやまシェアキッチンを利用し、飲食店営業を行う。

(2) 事業の条件

①　シェアメンバーとの協力・調整

スーパーおくやまシェアキッチンは、複数のシェアメンバーに時間や曜日を分けて川西町より貸与します。自身の担当時間以外は、他のシェアメンバーが利用する事に留意し、協調性を持って使用すること。

②　飲食店において川西町の農産物を積極的に使用すること (例:結崎ネブカ、イチゴなどをはじめ、町内生産の野菜等を含む。)

④　スーパーおくやまにて行催事のある際には、協力・連携すること(例:行催事の時間に合わせた営業など)

(3) 貸付物件

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 対象物件 | スーパーおくやま 1階 「シェアキッチン」 |
| 所在地 | 奈良県磯城郡川西町大字結崎５９８−１ |
| 営業時間 | 年末年始を除く9時30分～2０時30分 |
| 設備備品 | ＩＨヒーター、電子レンジ、冷蔵庫など |
| 営業許可 | 中和保健所への営業許可(飲食営業許可及び菓子製造業許可)については、町の負担と責任により行います。 |
| 責任者 | 川西町職員を食品衛生責任者として選任します。 |
| 飲食可能なスペース | 施設内 ： 4テーブル・12席その他 ： 「シェアスペース」、「アウトドアスペース」※ 3カ所のシェア施設を自由使用の範囲で飲食可能なスペースとしてご利用いただけます。飲食専用の客席はありません。 |
| その他 | アルコールの提供不可 、更衣室として利用できるスペースあり |

 (4) 貸付期間（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 202３年度 | 2023年11月 〜 2024年3月末 |

※　オープン準備が必要な場合には、2023年11月以降で販売用キッチンへの入館が可能となった後に貸付をすることも可能です。

※ 正式な貸付期間については、提案内容を踏まえ、協議により決定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 2024年度以降 | 運営状況等を踏まえて6カ月ごとに継続更新していきます。 |

※　運営状況等を考慮して、貸付期間を更新しない、または、期間内であっても貸付けを取り消すこともあります。

※ 正式な貸付期間については、更新時に協議により決定します。

(5) 貸付時間

貸付時間については、スーパーおくやまの開店時間(9時30分～２0時30分)に準じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 貸付時間 |
| 全日 | 9時30分～20時30分 |
| 半日 | 前半の部 | 9時30分～14時00分　(4時間30分) |
| 入替時間 | 14時00分～15時00分　(1時間) |
| 後半の部 | 15時00分～20時30分　(4時間30分) |

(６)　貸付料

シェアキッチンの貸付料については、次の金額とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 貸付料 |
| 貸付料  | 全日の場合　:　5,000円 |
| 前半の場合　:　3,000円 |
| 後半の場合 ：　3,000円 |

※　貸付料には、光熱水費含むものとします。

(７) その他

① 備品・食材等の持ち込み保管

町が設置する設備備品以外の備品・食材の持ち込み及び保管については、町との協議の上、シェアメンバーの責任と費用により行うこと。

　　　　※調理した食品を販売する場合は、食品衛生法に基づく許可のおりた場所で調理する必要があります。

 ② 消費税及び地方消費税の取り扱い

 　消費税及び地方消費税については、軽減税率の適用を含めて適切に取扱うこと。

 ③　レジ袋有料化の取り扱い

テイクアウト時のレジ袋については、脱プラスチック等環境負荷の低減化の取り組みなどに配慮し、適切に取扱うこと。

3. シェアメンバーの条件

次の要件のいずれかに該当する者は、シェアメンバーとなることができません。

①　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者又は、これらと密接な関係を有する者。

②　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者

③　川西町暴力団排除条例(平成23年12月20日条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

④　川西町入札参加資格停止措置要領(平成24年1月27日訓令第1号)による指名停止を受けている者

⑤　法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者

4. 事業スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 質問票の受付期間 | 令和5年 ９月12日(火)午後5時まで |
| 質問に対する回答日 | 令和5年 ９月15日(金) |
| 参加表明書の提出 | 令和5年 ９月19日(火)午後5時まで |
| 応募受付期間 | 令和5年 ９月22日(金)午後5時まで(必着) |
| 書類選考 | 令和5年 9月下旬 |
| プレゼンテーション審査会 | 令和5年 10月3日(火) |
| 選定結果の通知 | 令和5年 10月中旬 |
| 優先交渉権者との交渉 | 令和5年 10月中旬以降順次 |
| 貸付期間 | 令和5年11月以降～令和6年 3月31日(以後、期間更新の可能性あり) |

5. 企画提案にかかる質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和5年9月22日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式2)により、メールにて下記担当課まで提出すること。

※通信障害による未着を防止するため、メール後に、下記担当課まで電話にてその旨連絡すること。

※電話や来訪等、口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

川西町役場 総合政策課

〒636-02０２ 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

TEL : 0745-44-2213

MAIL : seisaku@town.nara-kawanishi.lg.jp

(4) 回答方法

全ての質問に対する回答は、令和5年9月15日(金)午後5時までに、質問書 を提出した者及び、参加表明を行っている全ての応募者にメールにて通知する。

6. 参加表明書の提出

おくやまキッチンのシェアメンバーとなることを希望する者は、参加表明書(様式1) を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月19日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

参加表明書(様式1)により、メール又は郵送にて次の担当課まで提出すること。

(3) 提出先

川西町役場 総合政策課

〒636-02０２ 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

TEL : 0745-44-2213

MAIL : seisaku@town.nara-kawanishi.lg.jp

7. 応募方法

 　おくやまキッチンのシェアメンバーに応募する者は、応募申込書(様式3)等応募書類(各1部)を期限までに提出すること。

(1) 応募書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式名 | 記載内容 | 提出の要否 |
| 応募申込書(様式3) |  | 必須 |
| 誓約書 (様式4) |  | 必須 |
| 企画提案書(様式5) | ・飲食事業のコンセプト、事業概要、アピールポイント、メニュー・料金(案)等を記載。・A4・3枚までにおさめること。 | 必須 |
| 収支計画書(様式6) | ・月単位での収支計画を記載。 | 必須 |
| 人員体制表(様式7) | ・応募者を含めて、キッチンで調理等される方を記載。 | 必須 |
| 類似実績表(様式8) | ・飲食店や飲食イベント等の営業や企画・運営に携わった実績を記載 | 任意 |
| 応募者概要資料(任意様式) | ・会社概要(所在地、事業所の規模、資本金など)、各種資格書類(食品衛生責任者、防火管理者、調理師免許など) | 任意 |

(2) 提出期限

 　　　 令和5年9月22日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

 　　　 応募書類をメール又は、持参にて次の担当課まで提出すること。

(4) 提出先

川西町役場 総合政策課

〒636-02０２ 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

TEL : 0745-44-2213

MAIL : seisaku@town.nara-kawanishi.lg.jp

8. 審査方法

(1) 審査方針

審査会により公平・公正な審査を行い選定する。

(2) 書類選考

応募者多数の場合は、応募書類による事前選考を事務局にて行い、通過した事業者をプレゼンテーション審査の対象とする。

(3) プレゼンテーション審査

審査会によるプレゼンテーション審査を開催し、審査基準を元に公平・公正な審査によりシェアメンバーとなる優先交渉権者を選定する。

(4) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 審査の基準 | 配点 |
| 飲食事業 | ①コンセプト | ・駅周辺のにぎわい創出を目的とした町民がつどえる拠点づくりとしてのコンセプトに合致する飲食事業のコンセプトとなっているか。 | １５ |
| ②事業概要 | ・ 利用希望時間などが適正に設定されているか。 ・ 他の提案者との親和性があるか。 | １０ |
| ③アピール ポイント | ・ 交流・まちづくりに資する事業となっているか。・ 川西町の魅力向上や活性化に資するものか。 | １５ |
| ④メニュー案 | ・ 川西町の農産物を活かすなど魅力的なメニュー提案となっているか。・ 料金設定が現実的な価格となっているか。 | １０ |
| 事業計画 | ①収支計画 | ・ 収支計画が適正で、実現可能性が高いか。 | １０ |
| ②人員体制 | ・ 人員体制が適正で、実現可能性が高いか。 | １０ |
| 運営 | ①適正 | ・ シェアキッチンを共有・運営するに当たって、他者との協調性があるか。 | ２０ |
| ②実績 | ・ 同種類似事業の実績があるか。 | ５ |
| ③組織・資格 | ・ 健全で安定的な運営が期待できるか。・ 営業に必要な資格を有しているか。 | ５ |

9. 優先交渉権者との協議等

(1)協議

川西町と、優先交渉権者となった者とは、使用許可の条件について、 詳細な協議を行います。(例:利用期間・利用時間・利用ルール・持ち込み備品・貸付料等)

 　また、審査の結果、シェアメンバーとなる優先交渉権者を複数選定した場合においては、審査結果が上位の者から順番に交渉を行っていきます。そのため、応募時に希望された曜日、時間での利用ができない場合がございますので、ご了承ください。

(2)シェア施設使用許可の手続き

協議が整った際には、シェアメンバーは、川西町に対して11月のオープン予定までの間の準備期間を含めたシェア施設使用許可申請書を提出すること。川西町は申請書に基づいて協議の条件などを記載した公有財産使用許可書をシェアメンバーに対して交付します。

(3) シェアメンバーの追加募集

今回の募集後においてシェアキッチンの貸付時間の枠がある場合には、シェアメンバーの追加募集(時期未定)を行う可能性があります。(追加募集においても、 本募集要領と同様の審査を行います。)

追加募集等の情報については、町ホームページに随時ご案内をいたします。

10. オープン準備

(1) 販売用キッチンの下見

下見等を行う場合には、令和5年10月15日以降となります。

(2) オープン準備の際の使用料

オープン準備に伴うおくやまキッチンの利用は可能です。また、その際の使用料は 無料とします。ただし、準備期間においては、シェアメンバー間での調整がありますので、ご希望の日時に利用できない場合がございますので、ご了承ください。

11. 問合せ先

川西町役場 総合政策課

〒636-02０２ 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

TEL : 0745-44-2213

MAIL : seisaku@town.nara-kawanishi.lg.jp